

令状当直事務処理の参考資料

令状当直事務室配席図

休日における令状日直事務処理の役割分担(例)

利用事件の振り分け等について

勾留請求事件の立件(登録・裁判)から勾留状などの検察庁送付の流れ

勾留になった場合の通知先

通訳をする外国人被疑者(被告人)の勾留について

外国人用ビデオテープ視聴の実施要領(令状当直用)

DVD視聴確認書(勾留質問・北京語)

通訳人出頭カード

確定払請求書

通訳人尋問調書・宣誓書

ウィーン条約締結国一覧表

通報の要請に関する照会・通報

逮捕状審査票・捜索差押許可状審査票

私選申出(当番弁申出)・留守電関係

私選弁護人選任申出通知書

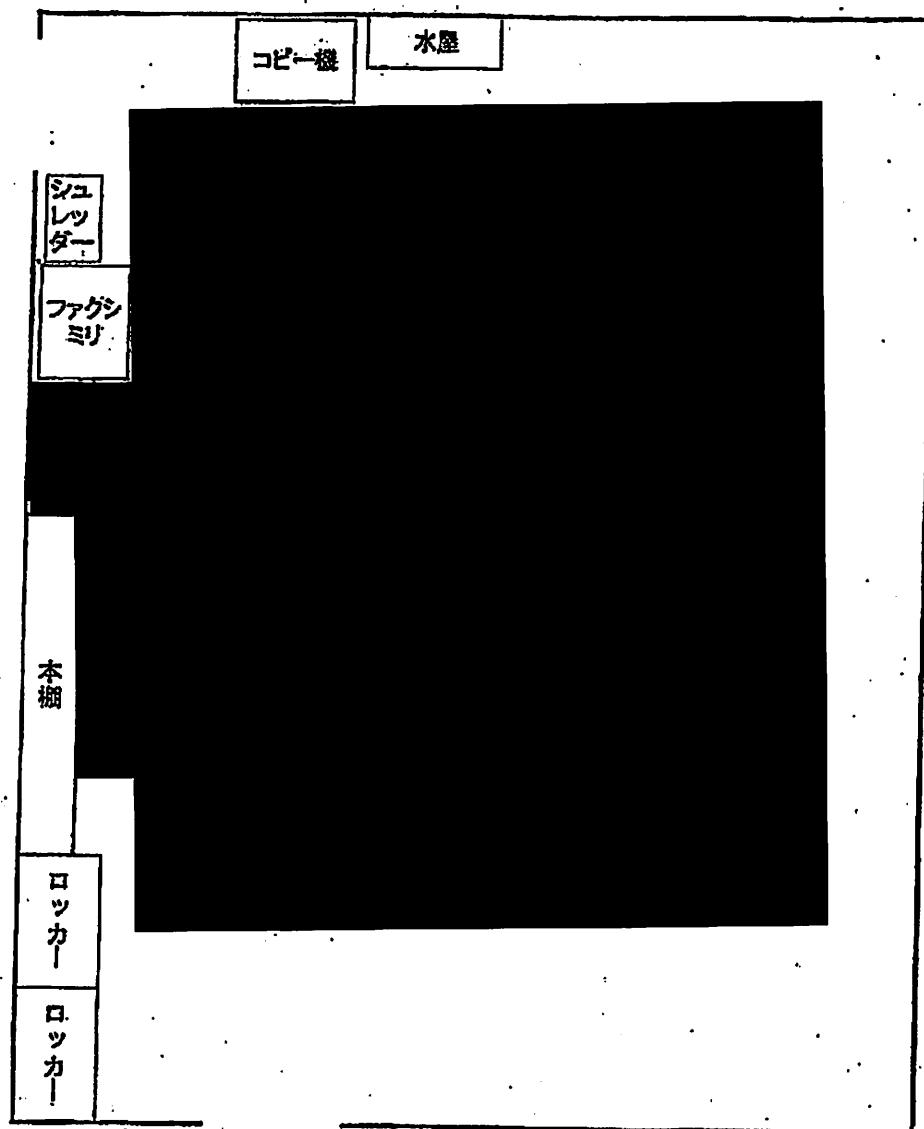
国選弁護人候補指名通知依頼書への付記について

文字を訂正する場合の記載例

令状日誌

タクシー利用基準

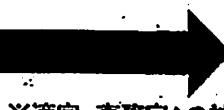
令状当直室配席図



勾留請求処理(同時に被疑者国選請求があつた場合を含む)における役割分担

受付事務	勾留担当()	勾留立会担当()	被疑者国選担当()	令状発付点検担当()
↓	<ul style="list-style-type: none"> ① 請求者の受理 ② 勾留請求時刻記入し、取扱者記印、 勾留状等受領書への記載 ③ 接見禁止請求 ④ 被疑者国選請求書受理 	([] 作業について、 事務官Aにおいて繁忙時には、立 件作業の援助を行う)		① 勾留請求事件等の勾留立会 担当への割当
↓		<ul style="list-style-type: none"> ① 勾留請求書(接見禁止請求書)点検 ② 勾留状・質問調書の準備 ③ 接見禁止決定・腰本、送達報告書 の準備 ④ 勾留通知先の確認 ⑤ 手控用の請求書等のコピー ⑥ 被疑者国選請求書点検・審査の上 指名通知依頼書の作成([] による) ⑦ 相当裁判官へ記録等の送付 ⑧ 立会、勾留質問終了し、認印等の 確認後に記録一式を警察職員へ引き 継ぎ、点検担当のところへ持って行つ てもらう 		
↓				
3 勾留質問後		<ul style="list-style-type: none"> ① 勾留通知書の発送準備又は電話で 通知 ② 立ち会った事件の勾留状腰本(1通)の作成(点検担当より送付を受け た写しで作成) → 令状部へ引き 継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ① 被疑者国選関係書類の確認 ② 記番号での立会 ③ 法テラスへの候補者指名通知依 頼 ④ 指名通知受信 ⑤ 国選弁護人選任書作成後、裁判 官へ ⑥ 選任書、通知書を書記官に確認 の依頼 ⑦ 選任通知書の送付、法テラスとの追 跡状況の確認及び事務の引き継ぎ(※引 継ぎ事項の確認は点検担当と行う) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 勾留状、調査記載内容等のチェック ② 接見禁止決定書チェック、交付送達 の有無確認 ③ 被疑者国選請求書の有無及び指 名 通知依頼の裁判官の認印等の確認 ④ 勾留通知先の確認等 ⑤ 勾留状のコピー(全件)※1 ⑥ 勾留状等を警察職員に交付し、勾 留状等受領書に受領印をもらう (※1 写しを2部、1部は被疑者国選用、 1部は腰本作成用) ⑦ 被疑者国選関連書類を被疑者国選 担当へ交付

一般令状請求処理における役割分担(日直時)

	受付担当()	勾留立会担当()	被験者回復担当()	令状発付点検担当()
1 受付事務 ↓	①請求者の受理 ②令状の種類、通数等確認 ③事件簿への登載 ④令状抜書き作成()			①令状表書き等の点検 ②担当裁判官への記録等の送付 ③裁判官から決裁後の令状を受領する際に、裁判官の認印、契印、訂正印等を裁判官とで点検
2 令状の発付等		①発付前令状点検補助(なお、勾留質問等で繁忙な場合は、管理担当者に。)		①令状の種類、通数等の確認 ②警察職員に令状交付、事件簿に受領印をもらう。

■利用事件の振り分け等について

第1 ■利用事件の振り分け

◎当直時における事件の立件には、刑事雑事件簿（令状請求事件簿等）に記載するものと、

とがある。

- ・事件を受理する際には、事件種類のほか、簡裁処理か地裁処理かを把握したうえで、■を用いるべきものか否かを必ず確認する。
- ・■が利用できないもののうち、■（ともに■）を利用して帳票を作成する。

【当直において受付する刑事雑事件一覧】

事件名等	立件の 要否	登載する帳簿		備考（■ ■利用範囲） *■ 等操作早見表の 名称
		地裁（む）	簡裁（る）	
令状請求（逮捕状、捜索差押許可状などの一般令状）	○			
勾留請求	○			
観護措置請求	○			
勾留（再）延長請求	○			

勾留取消請求	○
勾留執行停止（被疑者）	×
勾留執行停止（被告人）	×
勾留執行停止の取消請求	○
勾留執行停止期間の延長・短縮 勾留場所の変更 勾留状證本交付	×
接見禁止等請求（被疑者）	○
接見禁止等請求（被告人）	○
接見禁止等決定の一部解除 (被疑者・被告人)	×
保釈請求	○
保釈取消請求	○
保釈条件の変更等（制限住居 の変更、旅行許可等）	×
準抗告（刑訴 429）	○
準抗告（刑訴 430）	○

抗告	×	
特別抗告	×	
求令状	×	
国選弁護人等請求（被疑者）	×	

* [REDACTED]

[REDACTED] がある。

※一覧表には主なものをあげた。上記以外のものについては受付分配通達を参照されたい。

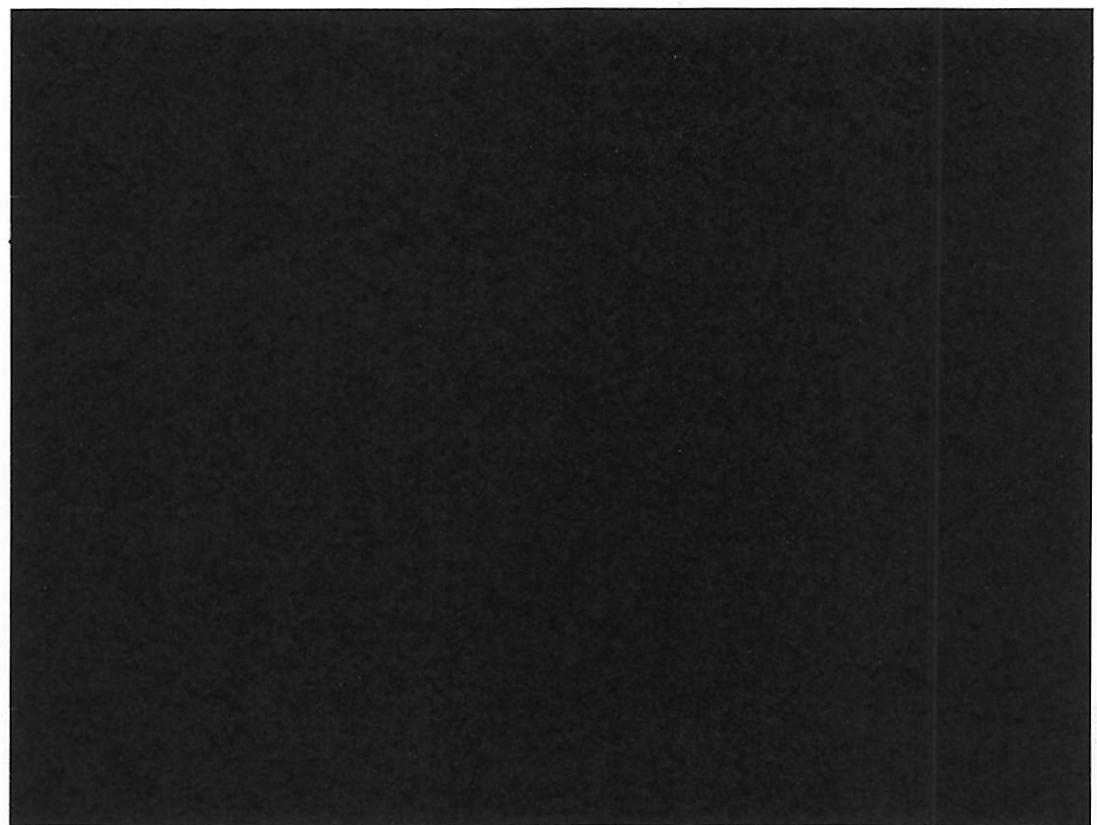
※一般令状請求や勾留請求（被疑者の接見禁止等を含む）については令状当直が直に受け付けるが、
その他のものについては事務当直で受け付け、「当直文書受理簿」に登載した後、令状当直に引き継
ぐ。

第2 [REDACTED] する事件の注意点

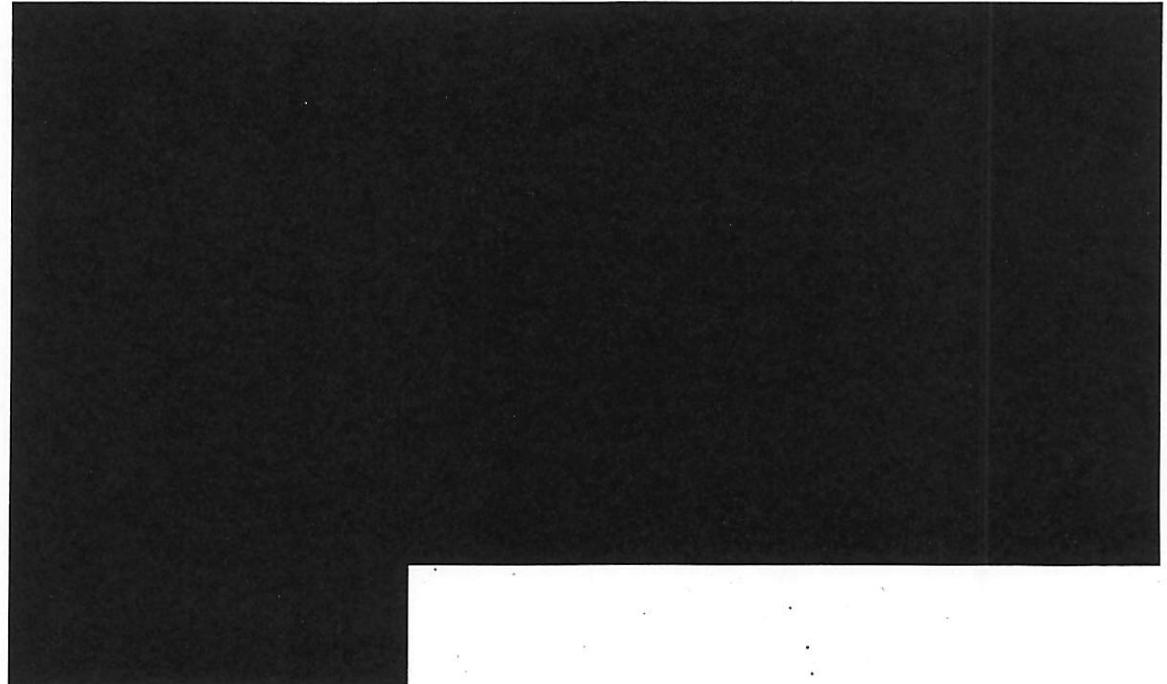
1 事件情報の入力にあたっての注意点

(1) 外字について

(2) 氏名の入力等



2 事件関係送付一覧による勾留状等の送付



※「[]」欄は空白にする。

(4) 受領印をもらった後、事件関係送付一覧は

[] 翌開庁日に令状部へ引き継ぐ。

・勾留請求事件の立件（登録・探査）から勾留状などの検察庁送付の流れ

(勾留請求の立件、勾留状等の印刷)

1

2

3 下記9の勾留状等受領書にも被疑者氏名、罪名等を記入する。

4

5

(接見等禁止請求の立て、接見等禁止決定の印刷)

6

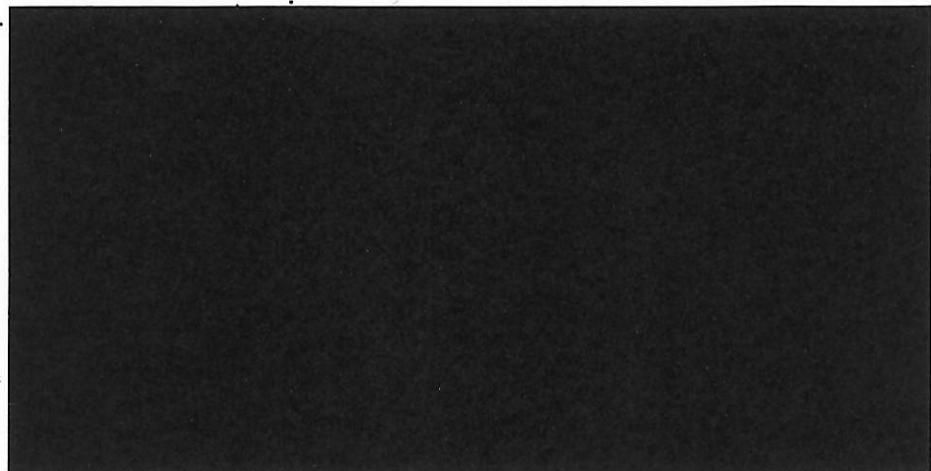
7

8

(勾留質問後、勾留状等の送付)

9 上記3で記載した勾留状等受領書に受領印をもらい、勾留状等を交付する。

また、その際には収容場所を備考欄に記載しておく（後に問い合わせ等に
対応するため）。



※「[]」欄は空白にする。

1.1 受領印をもらった後、事件関係送付一覧は
[] 翌開庁日に令状部へ引き継ぐ。

(結果の登録)

1.2 []

10 受領印をもらった後、勾留状等受領書は翌開序日に令状部へ引き渡ぐ。

11 [REDACTED]

(通称小票)

勾留になった場合の通知先				頁	不異
氏名		請求書			
罪名		勾留書			
通 知 先	兵 名		続 柄		
	在 所				
	電 話				

11:15.

2D. 2. 8.000

(接) (ガサ)

捜索差押許可状請求があつた場合

接見禁止等請求があつた場合

勾留請求を受け取った時刻

通訳を要する外国人被疑者(被告人)の勾留について

* ■■■■■の当直書記官において、「弁護人の選任について」「同行された皆さんへ」と題する書面を被疑者に閲覧させています。

- ① 当直書記官は通訳人を介してビデオテープ視聴の希望確認します。
(用紙あり)
- ② 当直書記官は上記希望者に対し勾留質問手続説明ビデオを視聴させます。
- ③ 通訳料等の記載については:
 - イ 当直書記官は、通訳人に確定印請求書の所要(請求者欄、振込先に関する事項欄)の記入をしてもらい、請求者欄と欄外(右側余白)に押印してもらいます。
 - ロ 当直書記官は、支給額欄・金額内訳欄を■■■■■(通訳時間を右上欄外にメモ書きしておいてください。後に■■■■■出納課に引き継ぎます。), その他の記載事項をすべて記載し、裁判官の支給決定印をもらってください。

後の確定印請求書ひな型を参照してください。

外国人用ビデオテープ視聴の実施要領（令状当直用）
〔勾留質問手続説明ビデオ〕

B. 4.

大阪地方裁判所令状部

第1 視聴希望確認手続

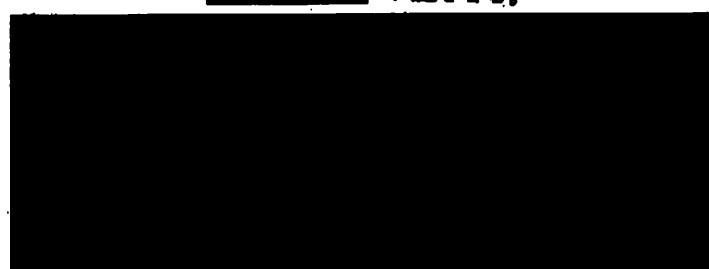
1 対象者

訳証を受ける外国人被疑者全員

2 実施要領

①当直書記官は、通訳人にビデオテープ視聴の手続の概要を説明する。

②当直書記官は、対象者を [] に入室させる。



③当直書記官は、[] で訳証人をして対象者に「ビデオテープの視聴について」を見せ、視聴希望の有無欄に記載させ署名を受け、日付、被疑者名、書記官名等所要の記載をし、令状部備えつけの「ビデオ視聴手続」に捺り保管する。

第2 ビデオテープ視聴手続

1 対象者

視聴希望した外国人被疑者全員

2 実施要領

当直書記官は、対象者を [] に入れ、[] に設置のビデオ機器を操作し、ビデオテープを視聴させる。

勾留質問手続説明ビデオ 約10分間



ビデオテープの内容についての質問等は受け答えしない。

(説明様式1)

介绍曰本刑事取締程序の承認

1 将才把这张说明书递给你的是本法院职员。

2 为了简明扼要地介绍日本刑事取締程序(指原审)顺序、本法院示明了承認介绍。介绍用英文和日文两种附释。把它从头至尾看完。一回。大约需要10分钟。

3 签不署承認介绍。完全是你自己的自由。不想签署可以不署。

4 无论你希望看取締不希望看。请站在《观察环境申訴書》上交倍量行上勾(√)表示你的意愿。并签上你的名字。把申訴文送本法院职员。

如果你介绍承認其中一个项目。请体谅从本法院职员的指示。

大阪地方裁判所(大阪地区法院)

大阪刑事取締所(大阪地区法院)

承認する承認書

英文版

日文版

中文版

承認する承認書

签名

実施年月日	平成 年 月 日	立拂した西門人
捺 署		担当裁判官署名

通訳人出頭カード (年 月 日)

記載されるときは、次の点に御注意ください。

- 1 この書類は、通訳人の出頭確認だけではなく、公判調書の作成等にも使用しますので、正確に記載の上、事務官に提出してください。
- 2 本日、本件以外に他の事件の通訳をしたり、通訳をする予定がある場合には、その旨を記載してください。
- 3 同一の被告人に対して、本日が2回目以上の通訳である場合において、年齢、職業及び住居の各欄についての記載は、変更等があった場合にのみ記載してください。

(被疑者
 被告人)

ふりがな						
氏名						
年齢	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 <input type="checkbox"/>	年	月	日	生	(満)歳
職業	<input type="checkbox"/> 通訳業（事業として通訳をする者） <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 主婦 <input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 外國語講師 <input type="checkbox"/> その他 ()					
住居						
本日の予定	<input type="checkbox"/> 本件のみ <input type="checkbox"/> 他の事件あり <input type="checkbox"/> 大阪高等 <input type="checkbox"/> 大阪地方 (<input type="checkbox"/> 堺支部 <input type="checkbox"/> 岸和田支部) <input type="checkbox"/> 大阪簡易 <input type="checkbox"/> 簡易 <input type="checkbox"/> 公判立会い <input type="checkbox"/> 勾留質問 の通訳を, <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 時 分から <input type="checkbox"/> した。 <input type="checkbox"/> する予定					
備考						

裁	判	所
裁	判	費
諸	謝	金

確定払請求書

大阪地方裁判所 御中

裁判所 令和 年()第 号		
通訳に従事した年月日		
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
1 請求者記入欄		
標記事件について、 通訳料()語 を請求します。		
令和 年 月 日		
住 所		
フリガナ		
氏 名 (印)		
振込先金融機関名	銀行・金庫・組合 店	
預金種別	普通・当座・通知・別段	
口座番号(記号・番号)		
フリガナ		
口座名義		
2 支給決定欄		
支給額 計 円	令和 年 月 日 係官印	
内訳	金額	事由
	円	通訳料
	円	消費税
3 現金払等領収欄		
上記の支給額を領収しました。		
令和 年 月 日 氏名 (印)		
4 備考		
旅費・日当は検察庁において支払い		

(宣誓書をボックスで留め、捺印する。)

裁判官
印

通訳人尋問調書	
被 証 者	
被 証 事 件	
年 月 日	年 月 日
尋問した 裁判所	裁判所
裁判官	
裁判所書記官	宋尾智 (印) 名の裁判所書記官
入定尋問	
氏名	
年齢	
職業	
住居	
尋問及び供述	
裁判官	
本件被証者は國籍に異じないので、勾留質問について通訳することを命ずる。	
通訳人	
承知しました。	
上記のとおり読み聞かせたところ、相違ないと述べたので、署名捺印させた。	
通訳人	
同日同所	
裁判所書記官	

誓
書

良心に従い誠実に通訳することを誓い
ます。

通訳人

領事関係に関するウィーン条約締約国一覧表

(平成31年3月1日現在 日本国を含む183箇国)

ア	アイスランド共和国 アイルランド ⑥アゼルバイジャン共和国 △アメリカ合衆国 アラブ首長国連邦 アルジェリア民主人民共和国 アルゼンチン共和国 アルバニア共和国 ②アルメニア共和国 アンゴラ共和国 アンティグア・バーブーダ ★アントラ公園	コ	コンゴ民主共和国 サウジアラビア王国 サモア独立国 サントメ・プリンシペ民主共和国 サンビア共和国 シェラレオネ共和国 ジブチ共和国 ジャマイカ ⑥ジョージア シリア・アラブ共和国 シンガポール共和国 ジンバブエ共和国	ハ	パプアニューギニア独立国 パラグアイ共和国 ★パルバドス ★パレスチナ自治政府 ⑥ハンガリー パンダラデュ人民共和国 東ティモール民主共和国 ブータン王国 フィジー共和国 フィリピン共和国 フィンランド共和国 ブラジル連邦共和国 フランス共和国 ブルガリア共和国 ブルネイ・ダルサラーム国 ブルキナファソ
イ	イエメン共和国 イスラエル国 イタリア共和国 イラク共和国 イラン・イスラム共和国 インド インドネシア共和国	ス	スードン共和国 スイス連邦 スウェーデン王国 スペイン王国 ★スリナム共和国 スリランカ民主社会主義共和国 スロバキア共和国 スロベニア共和国	ヘ	ベトナム社会主义共和国 ベナン共和国 ベネズエラ・ボリバル共和国 ⑥ペラルーシ共和国 ベリーズ ペルー共和国 ベルギー王国
ウ	⑥ウクライナ ⑥カズベキスタン共和国 ウルグアイ東方共和国	セ	セーシェル共和国 ★赤道ギニア共和国 セネガル共和国 セルビア共和国 ★セントクリストファー・ホーヴィス ★セントビンセント及びグレナディーン諸島 ★セントルシア	ホ	⑥ボーランド共和国 ボスニア・ヘルツェゴビナ ボツワナ共和国 ボリビア多民族国 ボルトガル共和国 ホンジュラス共和国 マーシャル諸島共和国 マダガスカル共和国 マラウイ共和国 マリ共和国 マルタ共和国 マレーシア
エ	○英國(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) エクアドル共和国 エジプト・アラブ共和国 エストニア共和国 エリトリア国 エルサルバドル共和国	ソ	★ソマリア連邦共和国 タイ王国 タジキスタン共和国 タンザニア連合共和国	マ	ミクロネシア連邦 南アフリカ共和国 ミャンマー連邦共和国 マニラ共和国 モルディブ共和国 モルドバ共和国 モロッコ王国
オ	オーストリア連邦 オーストリア共和国 オマーン国 オランダ王国	チ	チエコ共和国 中央アフリカ共和国 ○中国(中華人民共和国) チュニジア共和国 チリ共和国	ミ	モーリシャス共和国 モーリタニア・イスラム共和国 モザンビーク共和国 モナコ公国 モルディブ共和国 モロッコ王国
カ	ガーナ共和国 ★カーボベルデ共和国 ★ガイアナ共和国 ⑥カザフスタン共和国 カタール国 カナダ ガボン共和国 カメルーン共和国 韓国(大韓民国) ガンビア共和国 カンボジア王国	ツ	ツバル デンマーク王国 トーゴ共和国 ドイツ連邦共和国 ドミニカ共和国 ★ドミニカ国 ★トリニダード・トバゴ共和国 ⑥トルクメニスタン	メ	モニシコ合衆国 モーリシャス共和国 モーリタニア・イスラム共和国 モザンビーク共和国 モナコ公国 モルディブ共和国 モロッコ王国
キ	★北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国) 北マケドニア共和国 ギニア共和国 キプロス共和国 キューバ共和国 ギリシャ共和国 ★ギリバス共和国 ⑥キルギス共和国	ナ	ナイジeria連邦共和国 ★ナウル共和国 ナミビア共和国 ニカラグア共和国 ニジェール共和国 ニュージーランド	ヨ	ヨルダン・ハシエミット王国 ラオス人民民主共和国 ラトビア共和国 リトアニア共和国 ★リヒテンシュタイン公国 リビア リベリア共和国
ク	グアテマラ共和国 クウェート国 ★グレナダ クロアチア共和国	ホ	ネパール連邦民主共和国 ノルウェー王国 バーレーン王国 ハイチ共和国 パキスタン・イスラム共和国 バチカン	ヨ	ルーマニア ルクセンブルク大公国 ルワンダ共和国 レント王国 レバノン共和国
ケ	ケニア共和国 コートジボワール共和国 コスタリカ共和国 コロンビア共和国 コンゴ共和国	ハ	パナマ共和国 ★バスチア共和国 ★バハマ国	レ	⑥ロシア(ロシア連邦)

(注) 1. ⑥印を付したものは、現時点において、我が国との二国間条約に基づき、締約国の国民を拘禁した場合に、被拘禁者の要請の有無にかかわらず、通報を行う必要がある国である(昭61.10.22最高裁判第一第170号、第176号、昭62.12.10最高裁判第二第243号、平元.10.20最高裁判第二201号各事務総長通達参照)。なお、これらの国の領事機関に裁判所から通報した場合には、刑事局第二課への報告を要する。

2. ○印を付したものは、刑事局第二課への報告を要しないほかは、⑥印を付したものと同様の取扱いを要する国である(昭61.10.22最高裁判第二第170号、第175号、平22.2.8最高裁判第二第000033号各事務総長通達参照)。

3. △印を付したもの(アメリカ合衆国)は、單當局への通告を行なう必要がある場合のある国である(昭28.10.26最高裁判第一第15142号、昭61.10.22最高裁判第二第172号各事務総長通達参照)。

4. ★印を付したものは、平成31年3月現在、我が国に領事機関が設置されていない国であるが、今後設置される可能性があるので、最新の状況については、外務省ホームページ上の駐日外國公館リスト(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/emblist/index.html>)で確認するか、刑事局第二課まで照会されたい。

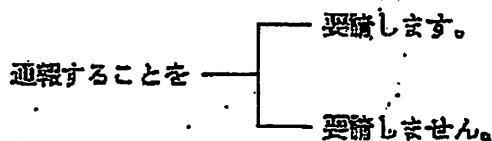
[報告・照会先] 最高裁判所事務総局刑事局第二課訴訟事件第二係(電話番号: [] ファクシミリ番号: [])
なお、勤務時間外に拘禁した場合には、直近の勤務日に照会されたい。

通報の要請に関する原会

あなたは、
　　国民として領事関係に関するヴィーン
　　条約第 85 条第 1 項 (b) の規定に基づき、拘禁された事実を
　　の領事機関に通報することを要請することができます。
　　要請するかどうかを回答書に記入してください。
　　なお、当該領事機関に対しては、我が国の法令に反しない限り、信書を発するこ
　　とができます。

裁判所

回 答



平成 年 月 日

国 名

被拘禁者氏名

裁判所 御中

(注) 不要の文字を抹消すること。

通 報

貴国国民が、下記のとおり拘禁されたので、通報します。

記

1 拘禁年月日 年 月 日
2 被拘禁者氏名 年 月 日生
3 罪名

4 拘禁の種類（該当する数字を○で囲んだもの）

- 1. 勾引状 2. 勾留状 3. 鑑定留置状 4. 保釈の取消決定
- 5. 勾留執行停止の取消決定 6. 勾留執行停止期間の満了
- 7. 実刑判決 8. 監置の裁判 9.

5 拘禁場所（該当する数字を○で囲んだもの）

- 1. [REDACTED] 2. [REDACTED]
- 3. [REDACTED]
- 4. [REDACTED]
- 5. [REDACTED]

年 月 日

- 1. 大阪地方裁判所第10刑事部（当直）
- 2. 大阪簡易裁判所令状係

裁判所書記官

(印)

上記のとおり領事機関に通報を行った。

1 通報日 月 日 2 時間（ファクシミリの場合）午 時 分
3 通報先 1. ()
2. 在大阪中華人民共和国総領事館
4 通報方法 1. ファクシミリ（中国） 2. 普通郵便（その他の国）
事務取扱者 (印)

上記のとおり通報を行った旨を、被疑者が拘禁されている施設の長に電話で通知した。

事務取扱者 (印)

平成29年7月25日

管理当直員 各位

令状当直員 各位

大阪地方裁判所刑事部巡回副管理官 江見正信

審査票に基づく逮捕状の点検について（事務連絡）

標記について、別紙のとおり、通常逮捕状審査票（別紙1）及び緊急逮捕状審査票（別紙2）を作成しましたので、今後は本審査票に基づいて点検をしてください。

本審査票では、これまでの逮捕状請求から発付までの各段階での点検項目を明示し、さらに、今回、請求書添付の被疑事実の要旨について、点検すべき項目を追加していますので、注意してください。

□(は) □(る) _____ 号
被疑者 _____

令和 年 月 日
担当者 _____

通常逮捕状審査票

第1 逮捕状請求書の点検等

- 請求書原本、謄本（口用紙（甲））を使っているか □記載内容は同一か □認証文言はあるか
- 受付印★と宛先となる裁判所の一致（□原本 □謄本）
- 受付印と請求日の一致（□謄本認証日との一致）
- 事件番号の記載（□原本 □謄本）
- 受付印のとなりの受付担当者の認印（□原本 □謄本）
- 請求者の官公職（検察官又は司法警察員）・氏名・押印
- 被疑者の氏名、生年月日★、住居と記録中の人定資料（*付箋を貼る）の内容が一致しているか
 - * 犯行時の年齢が14歳未満でないか
- 引致すべき官公署又は（×「及び」）その他の場所の記載があるか
- 更新の場合、同一の犯罪事実について前に逮捕状の発付があった旨の記載があるか
 - * その逮捕状の添付はあるか
- 「逮捕を必要とする事由」として、罪証隠滅、逃亡のおそれの記載があるか

★ 被疑事実の要旨等の点検

- 被疑事実は請求書の罪名★に対応するものか
 - * 被疑事実が「帮助、教唆、未遂」を内容とする場合は、罪名にも記載があるか
 - * 軽微事件（30万円〔刑法、暴力行為等処罰に関する法律、経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外については、2万円〕以下の罰金、拘留又は料金に当たる罪）でないか
 - * ストーカー行為の相手方の氏名・住所等が記載されてないか（ストーカー規制法6条、8条1項に注意）
- 犯行日時、場所、被害者氏名が被害届等と同じか
 - * 犯行日が3年以上前でないか（公訴時効に注意）、未到来の日時になっていないか
- 共犯者用の被疑事実との取違えはないか

第2 逮捕状の点検

- 通常逮捕状の用紙か★
 - 被疑者の氏名★が請求書と同一か
 - 有効期間★（特に7日を超えてるとき、発付が深夜0時や年をまたぐときに注意）
 - 発付年月日★（発付が深夜0時や年をまたぐときに注意）
 - 発付裁判所名★（請求先と同じ裁判所か）
 - 裁判官名★（発付裁判所に属している裁判官か ※簡裁辞令の有無に注意）
 - 請求書原本の添付（ホチキス止め）
- #### ★ 裁判官の審査終了後
- 裁判官の押印★
 - 契印★（全葉）
 - 訂正印★（□原本 □謄本）

第_____号
被疑者 _____

令和 年 月 日
担当者 _____

緊急逮捕状審査票

第1 逮捕状請求書の点検等

- 請求書原本、謄本（用紙（乙）を使っているか 記載内容は同一か 認証文言はあるか）
- 受付印★と宛先となる裁判所の一致（原本 謄本）
- 受付印と請求日の一致（謄本認証日との一致）
- 事件番号の記載、受付時刻の記載（原本 謄本）
- 受付印のとなりの受付担当者の認印（原本 謄本）
- 請求者の官公職（検察官、検察事務官又は司法警察職員）・氏名・押印
- 被疑者の氏名、生年月日★、住居と記録中の人定資料（*付箋を貼る）の内容が一致しているか
 - * 犯行時の年齢が14歳未満でないか
- 逮捕の年月日時及び場所（緊急逮捕手続書の記載と同一か）
- 引致の年月日時及び場所（緊急逮捕手続書の記載と同一か）
 - * 引致前の場合は、引致すべき場所
- 逮捕者の官公職・氏名・押印（緊急逮捕手続書の記載と同一か、逮捕者複数の際は全員分あるか）
- 急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかった理由及び被疑者の逮捕を必要とする事由の記載があるか
 - * 「逃亡並びに罪証隠滅のおそれがある」だけでは足りない

★ 被疑事実の要旨等の点検

- 被疑事実は請求書の罪名★に対応するものか
 - * 被疑事実が「帮助、教唆、未遂」を内容とする場合は、罪名にも記載があるか
 - * 法定期は長期3年以上か
- 犯行日時、場所、被害者氏名が被害届等と同じか
 - * 犯行日が3年以上前でないか（公訴時効に注意）、未到来の日時になっていないか
- 共犯者用の被疑事実との取違えはないか

第2 逮捕状の点検

- 緊急逮捕状の用紙か★（※引致前の場合は用紙が違うことに注意）
 - 被疑者の氏名★が請求書と同一か
 - 発付年月日★（発付が深夜0時や年をまたぐときに注意）
 - 発付裁判所名★（請求先と同じ裁判所か）
 - 裁判官名★（発付裁判所に属している裁判官か ※簡裁辞令の有無に注意）
 - 請求書原本の添付（ホチキス止め）
- ★ 裁判官の審査終了後
- 裁判官の押印★
 - 契印★（全葉）
 - 訂正印★（原本 謄本）

★ 審査票は、[REDACTED] 保存してください ★

口(む) 口(る) _____号
被疑者 _____

令和 年 月 日
担当者 _____

捜索差押（検証）許可状審査票

第1 請求書の点検等

- 受付印★と宛先となる裁判所の一致
- 受付印と請求日の一致
- 事件番号の記載
- 受付印のとなりの受付担当者の認印
- 請求者の官公職（検察官、検察事務官又は司法警察員）・氏名・押印
- 請求書のタイトル（捜索／差押／検証）と人定の上の文章（「〇〇許可状の発付を請求する」）が一致しているか
- 捜索差押（差押）請求書の5項に「差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」の記載があるか
 - * 記載があればリモートアクセスによる許可状請求
- 被疑者の氏名、生年月日★と記録中の人定資料（*付箋を貼る）の内容が一致しているか
- ★ 「捜索（検証）すべき場所、身体又は物」、「差し押さるべき物」の記載の点検
 - 記録との照合 *付箋を貼る
 - * 「捜索（検証）すべき場所、身体又は物」につき、□家や事務所 □人定資料 □自動車
 - * 「差し押さるべき物」のうち数字や記号によって特定された物につき、□電話番号、□自動車 □預金通帳等
 - リモートアクセスによる許可状請求の場合、「差し押さるべき物」に電子計算機（パソコン、携帯電話機等）があるか

第2 令状の点検

- タイトルは請求書と一致しているか★（※リモートアクセスの場合は用紙が違うので注意）
- 被疑者の氏名★、生年月日★が請求書と同一か
- 罪名★が請求書と同一か
- 「捜索（検証）すべき場所、身体又は物」、「差し押さるべき物」の別紙に取違えはないか★
 - * リモートアクセスの場合、[REDACTED]
- 有効期間★（特に7日を超えていたとき、発付が深夜0時や年をまたぐときに注意）
- 発付年月日★（発付が深夜0時や年をまたぐときに注意）
- 発付裁判所名★（請求先と同じ裁判所か）
- 裁判官名★（発付裁判所に属している裁判官か ※簡裁辞令の有無に注意）
- 請求者の官公職・氏名（特に警視と警部の違い）
- 夜間執行の記載（必要があるときのみ）
 - * 自動車や身体に対する捜索（検証）の場合は不要）
- ★ 裁判官の審査終了後
 - 裁判官の押印★
 - 契印★（全葉）
 - 訂正印★
 - 夜間執行の記載横の裁判官の押印★[REDACTED]

★ 審査票は、[REDACTED] 保存してください ★

私選申出（当番弁護士申出）・留守電関係

(休日に私選弁護人選任申出※1が、あったときの留守電に入る電話内容例)

被疑者から私選弁護人選任申出がありましたので、当番の弁護士の方に次のとおり通知します。なお、私選申出通知書は、別途ファクシミリでも送信※2します。

ア 私選申出の日 ○月○日

イ 被疑者の氏名・生年月日・性別

ウ 外国人の場合の通訳言語

エ 罪名・罰条

オ 勾留日 ○月○日

カ 勾留場所 ○○警察署・送致警察署 同警察署

(留意事項)

当番弁護士から、私選弁護人選任申出書を接見先の警察収容施設にてにファクシミリ送信してもらいたい旨依頼してくることや、場合により弁護士が来庁して上記申出書の写しの交付を求めてくることが考えられます。このような申し出があったときは、勾留担当裁判官の指示を得るなどして対応してください。

※1 勾留質問の際に、被疑者から「当番弁護士に来てほしい」、「私選弁護人選任申出をしたい」という申し出があったときは、すべて「私選弁護人選任申出通知書」に記載するようにしてください。

※2 留守電をいれたときは、次頁の私選弁護人選任申出通知書の中央にある弁護士会に対する留守電済み欄に所要のチェックを記載してください。

私選弁護人選任の申出がされた場合について

申出通知書の書式	申出通知書の送付先等 (通知、連絡は速やかに行うこと)	
大阪弁護士会を指定しての 私選弁護人選任の申出 (従前の運用に変更なし)	別紙 1	大阪弁護士会 (留守電及び通知書のFAX送信)
ア 特定の弁護士 イ 弁護士法人 ウ 大阪弁護士会以外の弁護士会 以上を指定しての私選弁護人 の申出 (書式別紙2の私選弁護人選任の 申出欄は被辯護本人が記載する 必要がある点に注意)	別紙 2	ア 当該弁護士 イ 当該弁護士法人 ウ 当該弁護士会 (通知方法は、参考資料の2項参照)

※ 別紙 1, 2は [REDACTED] 別紙 2 は [REDACTED]

※ 大阪弁護士会以外の全国の弁護士会の電話番号等の一覧表は [REDACTED]

※ 参考資料 『裁判所に私選弁護人選任の申出がされた場合の運用について』

【「大阪弁護士会」を指定した場合】

____年____月____日

大阪弁護士会 御中

大阪（□地方 □家庭 □簡易）裁判所

裁判所書記官

印

要通訳の場合（言語）

語／国籍等

被疑者氏名 _____

昭和・平成____年____月____日生（男・女）

私選弁護人選任申出通知書

被疑者に対する下記の被疑事件について、被疑者から私選弁護人選任の申出があったので通知します。

記

1 罪名・罰条 _____

※ 勾留された事件の罪名・罰条を記入する。

2 収容施設 □ [REDACTED]

□ [REDACTED] □ [REDACTED]

□ [REDACTED]

3 送致警察等

□ 大阪府警察本部 部 課

□ 大阪府 警察署

4 勾留日 年 月 日 □ 弁護士会に対する留守電済み

※ 連絡事項 []

~~~~~  
(以下は、弁護士会が通知する際に記入する欄です。)

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

申出人 殿

\_\_\_\_\_ □ 地方 裁判所 \_\_\_\_\_ 支部 御中  
□ 家庭  
□ 簡易

大阪弁護士会

### 通 知 書

貴殿からの上記の私選弁護人選任申出についてレ印を記した事項を通知します。

- 当弁護士会は、申出人に対し、申出人の弁護士になろうとする者として、\_\_\_\_\_弁護士を紹介しましたが、弁護士が申出人からの私選弁護人選任の申込みを拒みました。
- 当弁護士会には、申出人の弁護士になろうとする者がいませんでした。
- \_\_\_\_\_弁護士が私選弁護人として選任を受けました（受ける予定です。）。

【特定の弁護士、弁護士法人、「大阪弁護士会」以外の弁護士会を指定した場合】

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

( ) 弁護士 殿

弁護士法人 ( ) 御中

( ) 弁護士会 御中

大阪 ( 地方  簡易) 裁判所

裁判所書記官 \_\_\_\_\_ 印

私選弁護人選任の申出があったことの通知

下記のとおり、( 被疑者  被告人) から私選弁護人選任の申出があったので通知します。

1 罪名 \_\_\_\_\_

2 収容施設  [REDACTED]  [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]  [REDACTED]

3 勾留日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※ 連絡事項  男・ 女

要通訳(言語) 語／国籍等

その他 ( )

~~~~~  
(以下は、被疑者・被告人が「大阪弁護士会」以外を指定して私選弁護人選任の申出をした際に記入する欄です。)

私選弁護人選任の申出

本件 (被疑事件 被告事件) について、裁判所に次のとおり指定して私選弁護人選任の申出をします。

弁護士 ()

弁護士法人 ()

弁護士会 () 弁護士会

なお、上記の弁護士又は弁護士法人が会員名簿等で判明(特定)しなかつた場合には、 大阪弁護士会 弁護士会への通知を希望します。

____年____月____日

氏名 _____ (印)

(昭和・平成____年____月____日生)

~~~~~  
(以下は、裁判所書記官が記入する欄です。)

本件申出につき、 通知済み ( 電話  ファクシミリ  郵送)

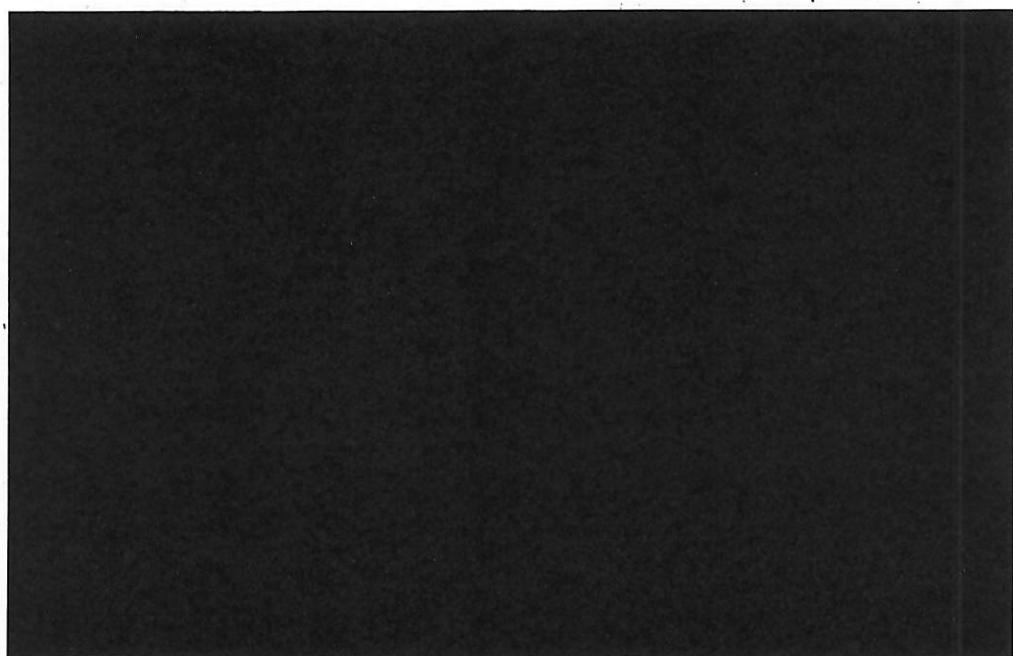
通知不能 ( )

平成23年11月18日

令状当直員 各位

大阪地方裁判所刑事訟廷副管理官 江見正信

・国選弁護人候補指名通知依頼書への付記について（事務連絡）



- 3 私選弁護人選任申出通知書を作成する場合も上記と同様です。
- 4 各記載例について、ゴム印作成依頼中です。

(備え置き済み)

## 文字を訂正する場合の記載例

刑事訴訟規則の一部を改正する規則の施行に伴う各類の訂正の取扱いについて(通達)

### 1 文字を加える場合(アイキウエオに訂正)

訂正前                    訂正後

アイウエオ    ⇒    アイ<sup>キ</sup>ウエオ

加えるべき文字を、既存の文字の上側に記載した上、加えるべき文字との間に後日文字を追加できる余白を残さないように挿入記号を付し、挿入記号の起点に認印する。

### 2 文字を削る場合(ウエオに訂正)

訂正前                    訂正後

アイウエオ    ⇒    (エ)ウエオ

削るべき文字を单線又は二本線で削除した上、その削除した文字の前後に括弧を付し、既上の一箇所に認印する。

### 3 文字を削った上加える場合(カキウエオに訂正)

訂正前                    訂正後

アイウエオ    ⇒    (カキ)ウエオ

削るべき文字を单線又は二本線で削除した上、その削除した文字の前後に括弧を付し、加えるべき文字を削除した文字の上側に記載し、前記線上のいずれかの点を起点として、加えるべき文字との間に後日文字を追加できる余白を残さないように挿入記号を付し、挿入記号の起点に認印する。

| 高裁<br>総務課 | 地裁<br>総務課 | 地裁刑事<br>首席 | 同<br>次席 | 地裁刑訟<br>管理官 | 同<br>副管理官 | 地裁刑事<br>令状部主任 | 地裁刑訟<br>庶務係 | 同<br>事件係 |
|-----------|-----------|------------|---------|-------------|-----------|---------------|-------------|----------|
|           |           |            |         |             |           |               |             |          |

|                |        |
|----------------|--------|
| 令和 年 月 日 ( ) 印 | 勤務終了時刻 |
|                |        |

※ 勤務終了時刻：事務処理繁忙のため、午後5時00分を過ぎて勤務した場合に終了時刻を記載する。  
補充書記官が勤務した場合は、勤務開始時刻及び勤務終了時刻を記載する。

| 宿直裁判官による令状事務処理（ただし、午後10時～翌日午前9時） |     |    |      |    |    |    |    |
|----------------------------------|-----|----|------|----|----|----|----|
| 種類                               | 請求署 | 罪名 | 被疑者名 | 連絡 | 逮捕 | 請求 | 処理 |
|                                  |     |    |      | :  | :  | :  | :  |
|                                  |     |    |      | :  | :  | :  | :  |
|                                  |     |    |      | :  | :  | :  | :  |
|                                  |     |    |      | :  | :  | :  | :  |
|                                  |     |    |      | :  | :  | :  | :  |
|                                  |     |    |      | :  | :  | :  | :  |
|                                  |     |    |      | :  | :  | :  | :  |
|                                  |     |    |      | :  | :  | :  | :  |
|                                  |     |    |      | :  | :  | :  | :  |

※1 種類：通常逮捕状一通、緊急逮捕状一票、捜索差押許可状一搜差、等と略記する。

※2 処理：処理時刻を記載する。ただし、令状部裁判官に処理を依頼した場合、「A」と記載する。

※3 裏面記載事項：令状処理に関する特記事項を記載する。用紙や文具類等の不足状況は管理当直へ伝える。

平成21年8月1日

職員各位  
当直官 各位

大阪地裁判事監理官

タクシーチケット利用基準及びタクシーチケット使用簿記入に当たつての留意点について

第1 タクシーチケットの利用基準

タクシーチケット利用基準は、当庁のタクシーチケット取扱要領に次のように定められています。

1. 捜査部の執務時間外における緊急を要する検察庁との記録及び事件関係書類の授受等の事務処理を行う場合
2. 令状当直における緊急を要する検察庁との記録及び事件関係書類の授受等の事務処理を行う場合
3. 緊急を要する準抗告事件等の処理が深夜に及び、裁判官及び職員が帰宅のために公共交通機関を利用できない場合。ただし、可能な限り、最寄りの駅までは公共交通機関を利用する。
4. 執務時間内において、官用車を利用することができます。かつ、緊急を要する検察庁との記録及び事件関係書類の授受等の事務処理を行う場合
5. 出張又は業務命令による外出の場合で、官用車を利用することができます。かつ、用途の目的又は用務の内容等によりタクシーを利用する事が合理的である場合

第2 留意点(使用簿の「用務」欄及び「備考」欄への記載について)

使用簿の「用務」欄へは、第1の利用基準の1、2、4の記録及び事件関係書類の授受等の場合に「準抗告決定原本送付」「摘要禁止決定原本送付」「記録返還」等と記入し、利用基準3の場合には「帰宅」と記入して頂いていますが、この「帰宅」欄にあっては、要件である「緊急を要する準抗告事件等の処理」を明示する必要がありますので、備考欄に「準抗告事件処理」等の執務内容を付記してください。